（東京農工大学名誉教授）正七位　小野　四郎
（千葉大学名誉教授）従四位に叙する（各通）　樋渡　雅弘
大竹　正雄　田中　忠壽
正七位　牧野　豊　中島　輝之
従五位に叙する（各通）　和田宏一郎
白石　慶夫　建入喜代治　平川　照夫
正六位に叙する（各通）
喜田　鎮雄　篠崎　誠一　鈴木　義郎
谷口　鍛雄　信田　眞治　長谷川一良
矢澤　修　矢野　米男
従六位に叙する（各通）
油野　一雄　小池　正　村田　守孝
正七位に叙する（各通）
佐宗　賢文　豊島　重雄
従七位に叙する（各通）（以上六月二十六日）
（神戸大学名誉教授）　水野　利雄
正四位に叙する　得本　光男
小林　田尓　佐々木誠一　福島　正行
藤井　重俊　眞仲　守　川野　宥一　齋藤　林蔵　鈴木　長門
従五位に叙する（各通）　高嶋喜一郎　山形　寛　山下　春先
池田　訓夫　石川　新七　従七位に叙する　頼國　修司
小島甚太郎　作元　昭人　従七位に叙する（以上六月二十八日）　金野　富彌
富澤　嘉平　野崎　譲　正七位に叙する
水野　義徳　山口　誠　従五位に叙する　小川　常男
正八位　安藤　和敏　従七位に叙する　長谷川富太
正六位に叙する（各通）　廣木　五郎
秋成　信行　従七位に叙する（以上六月二十九日）　田村　武
高木十四三　（国立大学法人職員）　中村　春夫
（大阪府警部）　従四位に叙する（各通）　岡本　洋
従六位に叙する（各通）　従六位に叙する（以上六月三十日）
梶尾　邦彦　木下　義雄　正八位　牧　幸雄
関根　龍次　渡辺　亀雄　従六位に叙する　五十嵐松一
正七位に叙する（各通）　従七位に叙する（以上七月一日）　眞木　宏一
萩原　吉夫　福田　繁夫　従四位に叙する（七月二日）
従七位に叙する（各通）（以上六月二十七日）　**○叙勲**
（京都大学名誉教授）　（沼田市議会議員）　井田　孝一
正四位に叙する　（奈良県野迫川村議会議員）　鶴谷　温朗
（福島県立医科大学名誉教授）　旭日双光章を授ける（各通）　土谷　豊数
従四位に叙する　窪田　直　旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十四日）
塩田　敬司　（むつ市議会議員）　川端　澄男
旭日小綬章を授ける
正五位に叙する　佐藤　章　佐川　衛雄　大良　影夫　寺尾　幸次
荒木　恒長　小泉　宗浩　藤本　速雄　山越　敏子　吉元　千行
従五位に叙する（各通）　旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）　小山　豊
櫻井　潔　旭日単光章を授ける（各通）（六月二十六日）　平向徳之助
高木十四三　寶諸　司郎
旭日双光章を授ける
（各通）　富沢柳太郎　吉野惣一郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十七日）　朝比奈高一
瑞宝小綬章を授ける
新井　忠夫　野澤　衛　吉田　健治
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月二十四日）

石井　郁二　石垣　用秀　岩瀬　利平
大山　隆徳　河野　進　高木　由雄
富田　末次　西濱　弘　原　旭
弘中　勝彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　小澤惠久代
梅岡　彰藏　林　文一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）　樋渡　雅弘
長門　幾雄
瑞宝中綬章を授ける　和田宏一郎
瑞宝小綬章を授ける　白石　慶夫
喜田　鎮雄　佐宗　賢文　村田　守孝
田中　忠壽　平川　照夫
矢澤　修　矢野　米男
瑞宝双光章を授ける（各通）
豊島　重雄　森本　滝男
瑞宝単光章を授ける　藤井　重俊
（各通）（以上六月二十六日）
瑞宝小綬章を授ける　江口　幸男
秋成　信行　池田　訓夫　槻尾　光夫
梶尾　邦彦　河野　久芳　作元　昭人
小島甚太郎　小林　田尓　羽石　甫
高野　實　富澤　嘉平　山口　誠
兵藤　利彦　眞仲　守　近間正太郎
瑞宝双光章を授ける（各通）　渡辺　亀雄
味原　伊助　楠本　竜　山崎　力
（大阪府警部）
瑞宝単光章を授ける　吉田　信義
（各通）（以上六月二十七日）
（福島県立医科大学名誉教授）　佐藤　章
瑞宝小綬章を授ける
小泉　宗浩　得本　光男　福島　正行
瑞宝双光章を授ける（各通）
川野　宥一　高嶋喜一郎　西山　光司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十八日）
安藤　和敏　小川　常男
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十九日）
（国立大学法人職員）　田村　武
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（以上六月三十日）　岡本　洋
瑞宝双光章を授ける　牧　幸雄
瑞宝単光章を授ける（以上七月一日）　五十嵐松一
瑞宝双光章を授ける（七月二日）　外崎　善一

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月三十日モロッコ国国王陛下の即位記念日につき、同月二十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年8月2日

四国地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	30号	高松市玉藻町1番6から同市玉藻町105番23までの上り線

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第1項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成22年8月2日

国土交通大臣　前原　誠司

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明であつて、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

三　計器飛行証明

四　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成22年9月26日（日）東京都、大阪市